

重要事項説明書 訪問看護（医療保険）

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 小田原福祉会
代表者名	理事長 時田 純
所在地・連絡先	(住所) 〒250-0053 神奈川県小田原市穴部 377 (電話) 0465-34-6001 (FAX) 0465-34-9520
事業の概要	特別養護老人ホーム 認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護 通所介護事業所 訪問介護事業所 訪問看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 福祉用具貸与・販売事業所

(平成28年10月1日現在)

2 事業所の概要

事業所名	潤生園訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 〒250-0865 神奈川県小田原市蓮正寺 997-1 (電話) 0465-39-5581 (FAX) 0465-39-5582
事業所番号	1 4 6 2 3 9 0 2 0 1
管理者名	河野 和子
事業の実施地域	小田原市 ※ その他地域要相談

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、12月31日から1月3日までを除く。
サービス提供日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分から午後5時30分 (24時間対応体制あり)

4 サービスの提供方針

- ①訪問看護の提供に当たり、主治の医師の指示のもと利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。また、24時間体制を整え利用者の同意のもと、緊急時等訪問します。
- ②訪問看護の提供に当たり、職員の研修機会の確保・定期会議の開催・衛生管理・人事・財務・

物品管理等に関しては管理者の責任において実施します。

- ③事業の実施に当たり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 サービスの内容

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の援助
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

6 サービスの利用料等 ⇨ 別紙参照

料金表の規定により、1回の訪問につき交通費 円の実費を徴収します。
(1kmにつき 20円 × 事業所からの往復距離数 km)

7 職員の勤務体制

〈平成29年1月1日 現在〉

職種	人員区分		職務の内容
	常勤兼務 (人)	非常勤兼務 (人)	
管理者	1		所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。
訪問看護職員等	2	4	主治の医師の指示のもと、利用者の状態に合わせ必要に応じたサービスを提供します。
事務職員等		1	事務業務及び事務職務の連絡等を行います。

8 緊急時等の対応方法

サービス提供中に、利用者の病状に急変等が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し適切な処置を行うとともに、緊急時連絡先へ連絡します。

9 相談窓口・苦情の対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・相談責任者 管理者 河野 和子
- ・対応時間 午前8時30分から午後5時30分
- ・電話番号 0465-39-5581
- ・FAX番号 0465-39-5582

※担当者が不在の場合は、窓口対応者が苦情相談記録表を作成し担当者へ引き継ぎます。

〈福祉サービス相談委員会〉

- ・住所 神奈川県小田原市穴部377
- ・電話 0465-34-6001 / FAX 0465-34-9520
- ・日時 毎月第3木曜日 10時～12時
- ・担当 第三者委員3名(高橋重光、北村セツ、高木雅子)

《公的受付機関》

- ・神奈川県国民健康保険団体連合会（月～金曜日 8:30～17:15）
（介護保険課介護苦情相談係） 電話番号：045-329-3447
住所：横浜市西区楠町27-1 電話番号：0570-022110《苦情専用》
- ・神奈川県保健福祉局医療課（月～金曜日 10:00～12:00, 13:00～15:00）
（医療安全相談センター） 電話番号：045-210-8856
FAX番号：045-210-4895

10 事故発生時の対応

- ①サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市区町村、関係医療機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を行います。
- ②サービス提供に際し利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。但し、利用者側に重大な過失がある場合は協議の上、損害賠償額を減額又は免責できるものとします。

11 守秘義務及び秘密の保持

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの情報を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。但し、円滑にサービスを提供するために、主治の医師及び関係機関等に開示しなければならない情報については、事前に利用者または家族から文書にて同意を得た上で必要な個人情報を提供します。

平成 年 月 日

上記のとおり重要事項を説明し、文書を交付いたしました。

社会福祉法人小田原福祉会 潤生園訪問看護ステーション

説明者氏名 _____ 印

上記のとおり重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

24時間対応体制加算に (同意します 同意しません)

利用者氏名 _____ 印

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

代理人氏名 _____ 印

(利用者との関係 _____)